

2014年3月26日

青森県知事

三村申吾 殿

なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク

共同代表 浅石紘爾・大竹進・鳴海清彦

住所 青森市松原1-2-12

TEL 017-722-5483

要請文及び公開質問状

私たちは3月9日、リンクステーション青森で「2014さようなら原発、核燃「3.11」青森集会」を開催した。集会には約1300名が結集し、原発と核燃を必要とする社会からの決別を誓い合った。その後県庁を包囲するデモを行い、原子力施設がもたらす交付金や核燃料税等に依存する貴職に対し、心の底からの怒りの抗議を行った。

既に2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から3年が経過したが、原発事故原因の科学的な検証もされず、原子炉の実態把握もできない現状で、事故原子炉からの放射能放出が続き、汚染水の拡大は全く解決の見通しも立っていない。被害の甚大さは時間とともに深刻になっている。

未だに福島県内外で苛酷な避難生活を強いられている福島県民は14万人にも及んでいる。被災者の健康不安は日に日に増大し、被災者の雇用・生業の再建は全く進んでいない。

このような中で安倍政権は、原発事故の収束、除染、解体、さらには損害賠償などにかかる膨大な費用を国民負担にする一方で、東京電力の再建案を承認し、株主への配当とメガバンクへの利息を保証しようとしている。その上で、2月25日にエネルギー基本計画案を示したが、これまでの原発・核燃料サイクル政策をなぞっただけである。しかも、電気事業連合会が具体的なプルトニウム需給計画を示せない状況が続いており、再処理する意義を喪失しているのも同然だ。このような粗末なエネルギー基本計画では、後世に残す核のゴミの負担がますます大きくなる。原発・核燃からは即刻撤退すべきである。

なお、福島原発事故発生への反省に立ち、原子力規制委員会は、昨年7月8日に原発、12月18日に核燃施設の『新規制基準』を施行した。しかし、この基準は配管の多重化やフィルター付ベント設置などの技術的な改善のみに規制を矮小化し、福島原発事故の検証や原子力災害対策を無視し、原子炉・格納容器本体の本質的な欠陥を放置している。このような『新規制基準』は、原発の再稼働・建設再開、サイクル事業の操業を前提にしたものであり、国民の命を守る「基準」とはなりえない。

そして、日本原燃(株)は1月7日、リサイクル燃料貯蔵(株)は1月15日に適合性審査を原子力規制委員会に申請し、県内全ての核施設稼働・新たな建設を目論んでいる。他方貴職は、活断層地帯の原子力施設を受け入れながら、施設の安全対策を事業者と国に任せきりにしている。2月25日に決定した県の原子力防災計画は、苛酷事故再発の際に有効に機能する保証がなく、欠陥だらけの計画である。私たちは貴職に対し、青森県民の命と暮らしを守る責任を果たすことを、断固として強く求める。

一方、大間と津軽海峡をはさむ函館市は、市民の安全を脅かすとして大間原発建設差し止め訴訟を起

こすことを表明した。また、岩手県議会では栽培漁業に大きな影響があるとして、六ヶ所再処理工場の操業をしないことを求める請願も提出されている。このように、県内の原発・核燃が県外の自治体にも不安と危険を押し付けていることを、私たち県民も厳しく受け止め、青森県から原発・核燃・再処理工場をなくす運動を更に進める必要がある。

以上のことから、子どもたちの未来のために、エネルギー政策の転換と原発・核燃施設の廃止を貴職に求める。

なお、以下の要請項目については3月26日の要請文提出の際に回答を用意し、公開質問事項については早急な文書回答を求める。

要請項目

1. これまで安全に建設されてきたはずの原発や核燃施設に、新規制基準が必要になった。これまで行った安全審査で想定しえなかった重大事故が起きたが、なぜ安全審査が崩れたのか、今後の再発防止対策が取れるのか、県民に説明する機会を貴職が国に求めている。貴職が国に求めている。
2. 下北半島には活断層の疑いがあるというので、原子力規制庁が来年度まで下北半島で活断層調査を行うというのだが、その調査終了するまで、適合性審査を凍結することを求めている。
3. 国はエネルギー基本計画案を示したが、電気事業連合会がプルトニウム需給計画を示せないでいる。従来からの核燃料サイクル計画は使用済核燃料は全量再処理であったが、その揺らぎが出ているのである。貴職にはそのような杜撰な計画の中止を求め、核燃料廃棄物の受け入れ拒否を表明していただきたい。
4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定の先行きが不透明な中で、英国からの海外返還廃棄物（ガラス固化体）の輸送が行われ、4月下旬にむつ小川原港に到着するとされている。このような輸送を断固拒否することを求めている。
5. 原子力規制委員会では、審査が終了した段階で、立地自治体の住民の意見を聞く場を設定する必要性を表明したが、貴職はこれを拒む姿勢を示している。原発・核燃の操業によって、多くの方が原子力災害に巻き込まれる可能性が高まるので、審査結果を県民に説明する機会を設けるべきである。また、再処理工場の操業の可否については県民投票条例で決すべきであり、条例制定への貴職の協力を求めたい。
6. 日本原燃は、既にアクティブ試験で435トンの使用済み核燃料を再処理したが、多くの核廃棄物が発生している。事業者はその所有者を明らかにしていないが、発生者責任を明確にするために、その所有者の公表を事業者に求めている。

公開質問事項

1. 核燃の新規制基準に対する貴職の評価をお聞かせ下さい。
2. 原子力規制委員会の審査の過程について、貴職はどのような方法で把握しているのですか？審査会場に職員を派遣しているのか、それともインターネットで確認しているのですか？

3. 日本原燃は、再処理工場での事故想定における放射能放出量（最大でも5.3×10の12乗）を過小評価しているが、貴職はそのような過小評価の申請を出すことを事前に把握していましたか？
4. 三沢基地に爆撃機やレーダー戦闘機、ステルス戦闘机等が配備されるが、核燃施設への模擬弾・実弾の誤投下、墜落等の可能性が適合性審査の対象となっているのか否かを貴職は承知しているのですか？
5. 原子力規制委員会では、大型航空機の墜落とテロ対策等について、非公開で審査をすることになっているが、県庁職員はその場に同席できるようになっていますか。審査経過やその内容はどのようにして把握するのですか？
6. 貴職が作った原子力防災計画では、範囲を東通り原発から半径約30kmとしているが、青森市が作る原子力防災計画では、半径100kmまでの地域としています。事故発生の際のヨード材の服用範囲も前者は半径5kmと狭いが、後者は青森市民全員です。この違いが、どうして生じたのか説明してください。県計画を改善する予定はないのでしょうか？
7. 貴職は、原子力事故が発生した場合の、住民避難シミュレーションを行っているということであるが、その結果についてどのように公表するのですか？
8. 貴職は、県内の労働者が福島原発の収束に派遣されている実態について、どのように把握していますか？ また、就労後の健康相談や健康診断等を、県独自に実施していますか。もし行っていないのであれば、今後実施する予定はありませんか？

以上